

# 芽室町都市公園ストック再編計画について

## 芽室町都市公園ストック再編計画とは

公園施設等について、各地区の人口構成や地区のニーズを踏まえた、新たな利活用を目的に機能の再編を図り、今後の各公園のあり方について定める計画です。

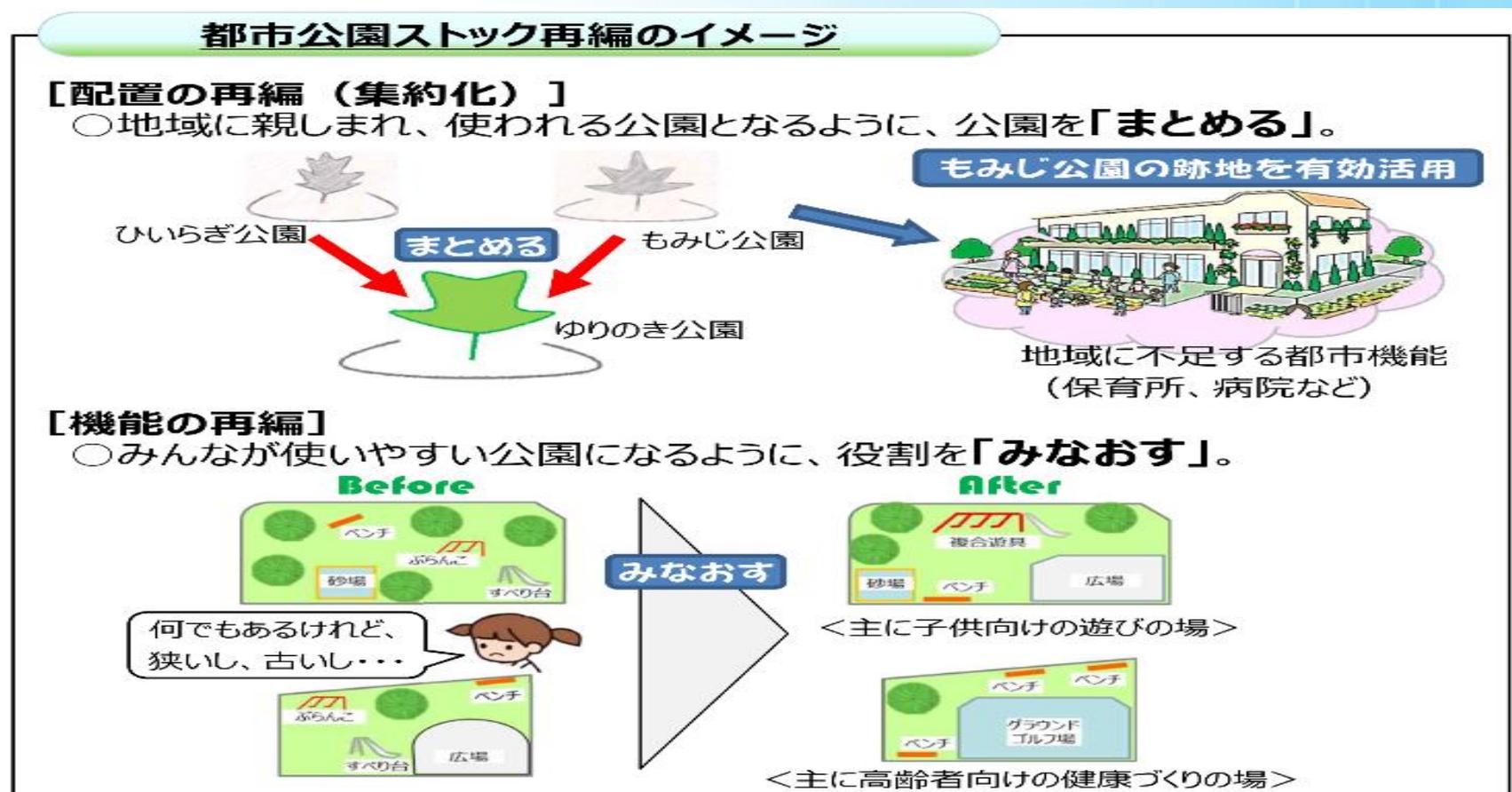
## 策定の背景

芽室町には、芽室公園を含む52か所の公園・緑地があり、整備から期間が経過し、老朽化した遊具やトイレ等の大規模な改修時期が迫っています。また、各地区の人口構成や公園の周辺環境が変化し、公園の利用者ニーズと機能がかけ離れている状況にあることから、各公園の機能を再編し、町民満足度の向上及び将来の公園維持管理コストの縮減を目的として、令和6年度と令和7年度の2か年で計画を策定します。

# 芽室町都市公園ストック再編計画について

## 公園再編のイメージ

※公園機能（遊具など）は集約を図りますが、各町内会の指定緊急避難場所である公園は廃止しません。



# 芽室町都市公園ストック再編計画について

## 都市計画公園・緑地一覧表

街区公園	
1	緑栄児童公園
2	西町児童公園
3	緑町児童公園
4	西園児童公園
5	大和児童公園
6	幸町児童公園
7	柏木児童公園
8	弥生北町児童公園
9	弥生中央公園
10	弥生児童公園
11	弥生東公園
12	ひばり児童公園
13	美生川沿運動広場
14	美園児童公園
15	麻生東児童公園
16	麻生児童公園
17	錦町児童公園
18	錦町西児童公園
19	花園西児童公園
20	南が丘児童公園
21	南町児童公園
22	南が丘南街区公園
23	松林公園
24	たいせい公園
25	青葉緑地公園
26	あいあい公園
27	イリス公園
総合公園名	
28	芽室公園

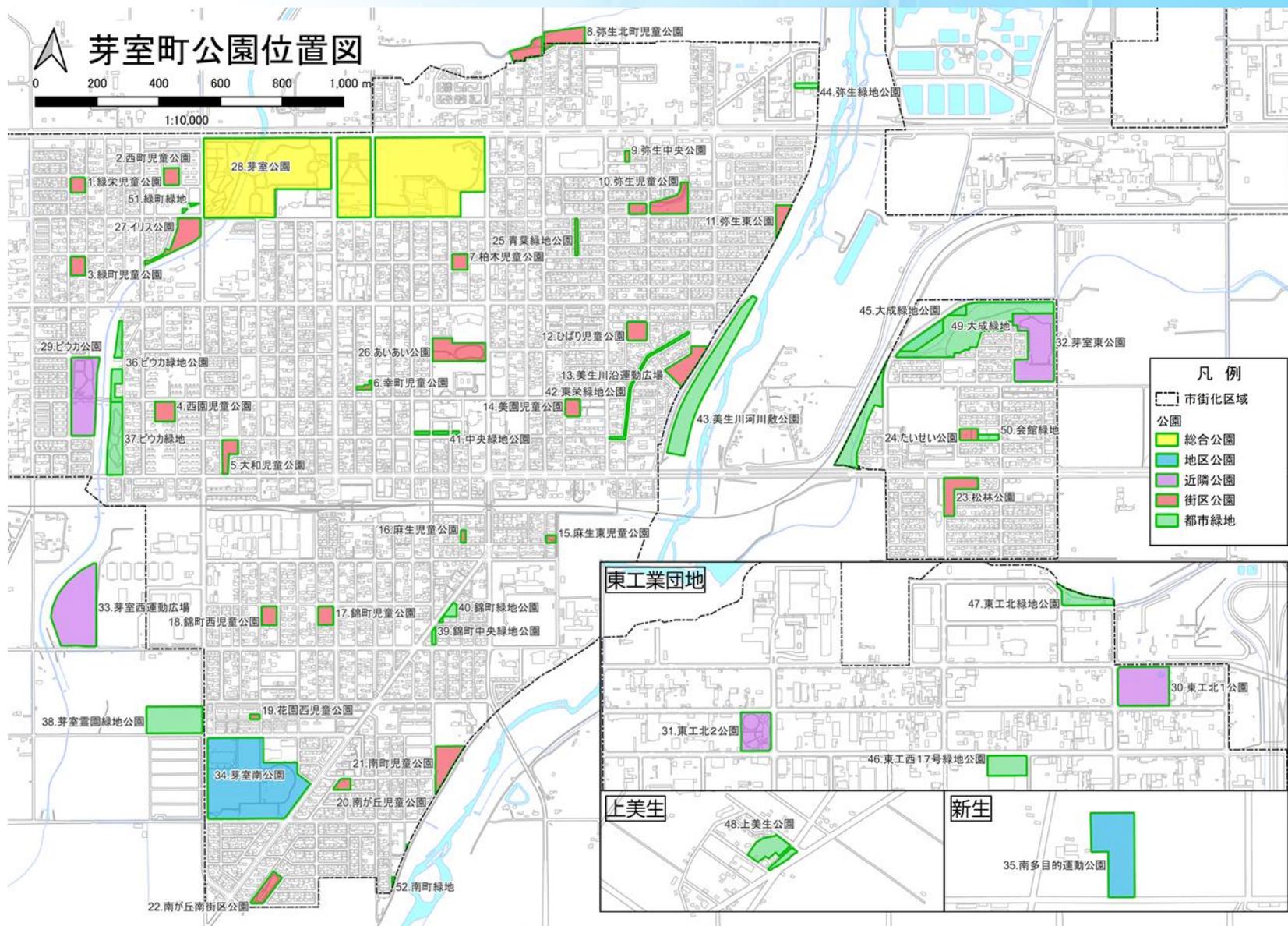
近隣公園名	
29	ピウカ公園
30	東工北1公園
31	東工北2公園
32	芽室東公園
33	芽室西運動広場

地区公園名	
34	芽室南公園
35	南多目的運動公園

緑地名	
36	ピウカ緑地公園
37	ピウカ緑地
38	芽室霊園緑地公園
39	錦町中央緑地公園
40	錦町緑地公園
41	中央緑地公園
42	東栄緑地公園
43	美生川河川敷公園
44	弥生緑地公園
45	大成緑地公園
46	東工西17号緑地公園
47	東工北緑地公園
48	上美生公園
49	大成緑地
50	会館緑地
51	緑町緑地
52	南町緑地

※未供用公園は含まない。

# 芽室町都市公園ストック再編計画について





## 令和6年度事業内容

令和6年度は、都市公園が持つ立地特性や近接する施設の状況、住民のニーズ等を考慮し、既存公園の特色・役割を活かした機能分担や、公園の再編・集約による効率的かつ効果的な機能の充実を図るため、以下の事業を実施します。

### ○都市公園ストック再編基礎調査

- ・ 個別公園の特性分析
- ・ 個別公園ニーズの分析（**アンケート調査**）
- ・ 個別公園カルテの作成
- ・ **マーケットサウンディング調査の実施**

### ○都市公園再編基本方針の検討

- ・ 都市公園再編の骨格方針の検討
- ・ 地区毎の都市公園再編の基本方針の検討
- ・ 都市公園ストック再編計画に関わる評価指標の検討
- ・ 都市公園ストック再編計画に関わる先進事例等の収集

## 町民アンケート調査

公園の利用状況や公園に対する今後の考え方などを把握するため、町民や子どもを対象としたアンケート調査を実施します。

### 【内 容】

- 町民向け 町内会に周知・依頼します。
- 子ども向け 小中学生を対象に、各学校に周知・依頼します。
- その他 芽室町LINE公式アカウント登録者に周知・依頼します。
- 調査方法 WEBアンケート方式による回答を基本とします。  
※高齢者などWEB回答が困難な方については紙面配布
- 実施時期 11月中に配布し、回答期限は12月中を予定しています。

## 概要及び目的

平成29年の都市公園法の改正により、新たに「公募設置管理制度（Park-PFI）」が創設され、民間事業者がより主体的に公園の管理や運営に参画することが可能になりました。

芽室町では、令和6年1月に改訂した「芽室町緑の基本計画」において、官民連携によるみどりの活用のため、Park-PFIの活用について検討することとしています。

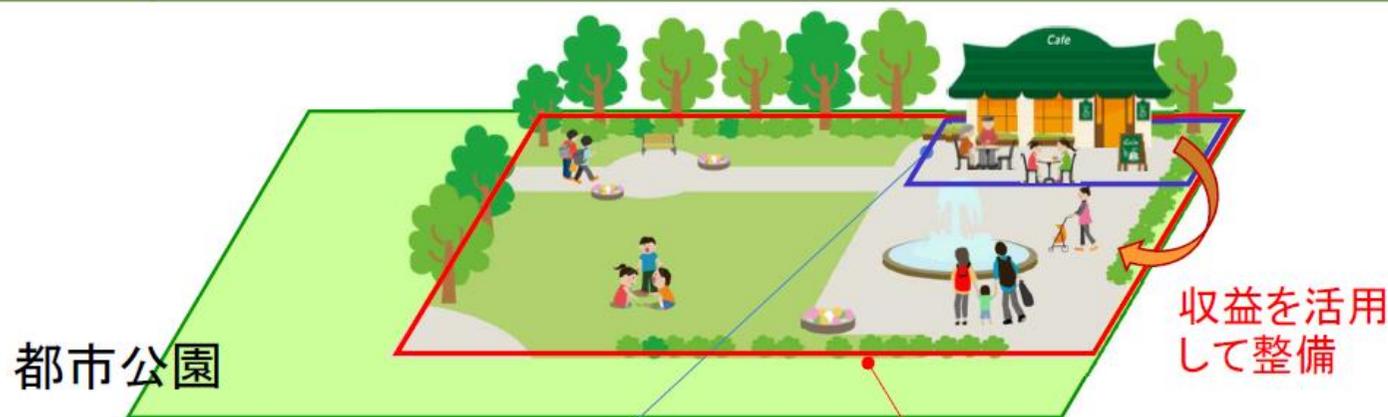
本町唯一の総合公園である芽室公園については、「（仮称）芽室公園再整備構想」を2025（令和7）年度に策定する予定です。あわせて、Park-PFIの可能性を検討するため、民間事業者に幅広い意見やアイデアを募集し、市場性などの確認を目的に「マーケットサウンディング調査」を実施します。

# Park-PFI可能性調査の実施について

## ● 公募設置管理制度 (Park-PFI) の特徴

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設(特定公園施設)の整備を一体的に行うこと



民間が収益施設と公共部分を一体的に整備

カフェ等の収益施設  
(公募対象公園施設)

広場、園路等の公共部分  
(特定公園施設)

従前

民間資金

公的資金

新制度

民間資金

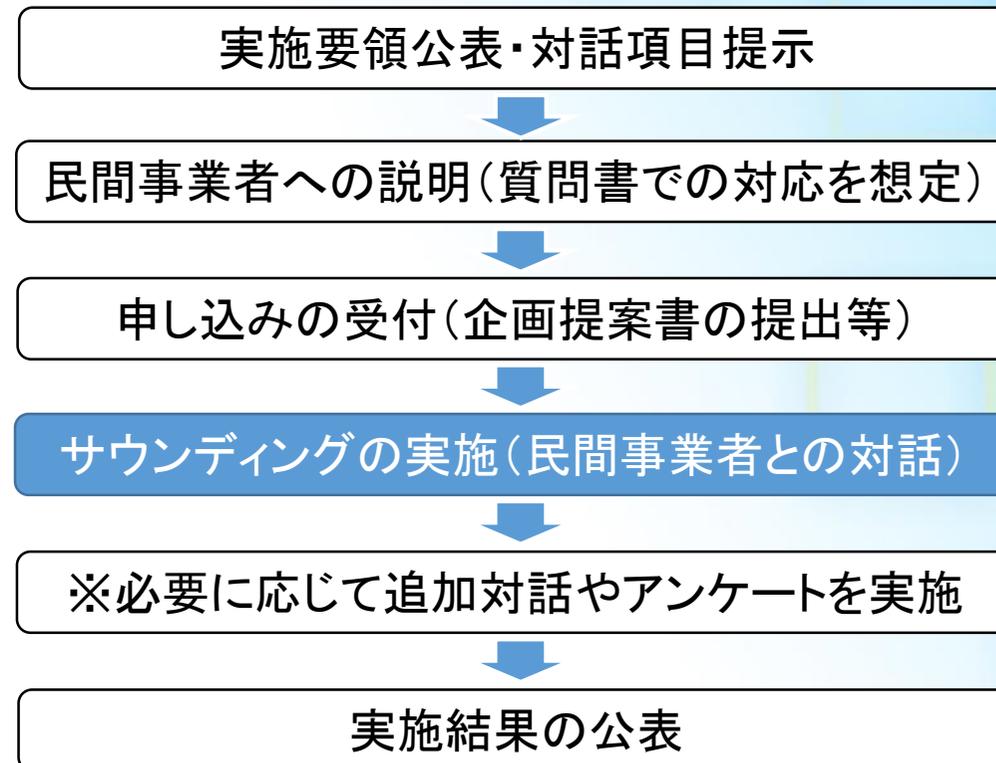
収益を充当

公的資金

## マーケットサウンディング調査とは

町有地などの有効活用に向けた検討にあたって、活用方法について民間事業者から広く意見・提案を求め、「対話」を通じて市場性等を把握する調査です。

### サウンディングの流れ



# Park-PFI可能性調査の実施について

## スケジュール

令和6年度 マーケットサウンディング調査実施

※以下はマーケットサウンディング調査により、  
市場性が確認できた場合の想定

令和7年度 公募～選定～協定締結